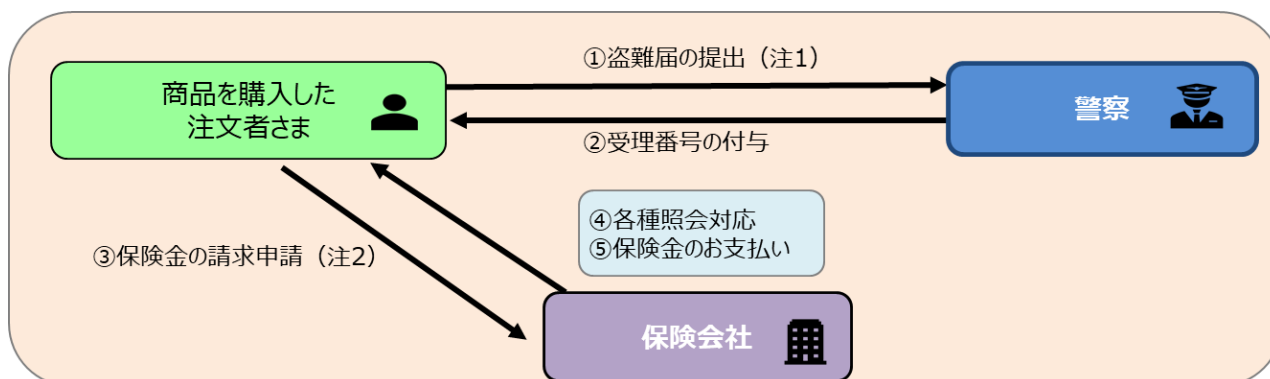


置き配保険の内容

1 補償までの流れ



(注1) 保険金の請求には盗難届の受理番号が必要となりますので、警察に盗難届を提出していただく必要があります。

(注2) Web上の保険金請求フォームに必要事項を入力の上、保険金を請求していただきます。

2 概要

項目	内容
引受保険会社	<ul style="list-style-type: none"> ・東京海上日動、三井住友海上、損保ジャパンの3社による共同保険です。主幹事保険会社である東京海上日動が代表して保険の引き受けや事故対応を担います。 ・取扱代理店は、JP 損保です。
補償の対象	<ul style="list-style-type: none"> ・日本郵便との間で事前に合意した荷送人さまから差し出された荷物で、商品を購入した注文者さまからのご指定に基づいて置き配により配達されたものです。 置き配を指定した場合、自動的に保険が付保となります。
補償の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・置き配による配達完了後の盗難による注文者さまの損害を補償し、注文者さまに対して商品の購入代金（送料、消費税および使用ポイント分を含む。）またはお支払限度額のいずれか低い額まで補償します。
置き配保険のお支払限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・1事故当たりのお支払限度額は、10,000円（送料、消費税および使用ポイント分を含む）です。 ・保険の適用回数の上限は、1年当たり2回までです。
保険料	<ul style="list-style-type: none"> ・日本郵便が負担しますので、注文者さまのご負担はありません。